

瑞浪市監査委員公告第2号

地方自治法第199条第5項の規定により随時監査を実施したので、その監査結果を同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成26年7月1日

瑞浪市監査委員 安 田 照 義
瑞浪市監査委員 水 野 和 昭

1 監査の対象

瑞浪小学校
桔梗幼稚園
釜戸コミュニティーセンター

2 監査の実施日

平成26年4月30日

3 監査の結果

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」「意見」として口頭で指摘した。

瑞浪市監査委員公告第3号

地方自治法第199条第7項の規定により随時監査を実施したので、その監査結果を同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成26年7月1日

瑞浪市監査委員 安 田 照 義
瑞浪市監査委員 水 野 和 昭

1 監査の対象

釜戸公民館

(指定管理者 釜戸町まちづくり推進協議会)

瑞浪市自然ふれあい館

(指定管理者 釜戸町まちづくり推進協議会)

2 監査の実施日

平成26年4月30日

3 監査の結果

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」「意見」として口頭で指摘した。

瑞浪市監査委員公告第4号

地方自治法第199条第5項の規定により随時監査を実施したので、その監査結果を同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成26年7月1日

瑞浪市監査委員 安 田 照 義
瑞浪市監査委員 水 野 和 昭

1 監査の対象

市民協働課
商工課
瑞陵中学校

2 監査の実施日

平成26年5月20日

3 監査の結果

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」「意見」として口頭で指摘した。

瑞浪市監査委員公告第5号

地方自治法第199条第7項の規定により随時監査を実施したので、その監査結果を同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成26年7月1日

瑞浪市監査委員 安 田 照 義
瑞浪市監査委員 水 野 和 昭

1 監査の対象

瑞浪市地域交流センターときわ
(指定管理者 特定非営利活動法人みずなみ常盤座)

2 監査の実施日

平成26年5月20日

3 監査の結果

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」「意見」として口頭で指摘した。

瑞浪市監査委員公告第6号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その監査結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成26年11月13日

瑞浪市監査委員 安 田 照 義
瑞浪市監査委員 水 野 和 昭

1 監査の対象

教育総務課（含学校統合推進室）
社会教育課（含中央公民館）
学校教育課（含教育研究所）

2 監査の実施日

平成26年9月9日

3 監査の結果

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」「意見」として口頭で指摘した。